



# 第 4 章

## 基本目標における 施策の取組の 方向性

基本目標 1 子育て支援の充実

## 1-1 すべての子育て家庭への支援

子どもがのびのびと健やかに育つためには、保護者が安心して子育てできる環境が必要です。すべての子育て家庭を支援するため、きめ細かで効果的な子育て支援サービスを提供します。

### ■現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等により、地域がこれまで担ってきた子育て支援機能が薄れ、身近なところに子育てを助けてくれる人や子育てについて相談できる人がいないなど、子育てが孤立化する傾向にあります。

また、少子化が進む中で、若い世代の多くは実生活の中で乳幼児に接する機会が少ないまま大人になっています。このため、保護者の中には乳幼児とはどういうものか、保護者として子どもにどのように接したらよいかわからないなど、育児不安を持つ保護者が増え、近年、家庭の養育力の低下が指摘されています。

さらに、母親の出産年齢が上昇傾向にある一方、若い世代の妊娠・出産も一定割合見られ、子育て家庭の年齢層が幅広くなっています。このため、妊婦の年齢や状況に応じた支援が必要になっています。

また、子育て家庭の中には、行政機関等が実施している子育て支援制度を知らない、手続きのしかたが分からないなどの理由で、必要な子育て支援を活用できていない状況も考えられます。

### ■取組の方向性

- 保育士や保健師などの専門職による、よりきめ細かな相談機能を充実し、育児不安の解消や孤立化の防止に努め、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援を進めます。
- 子育て家庭と接するあらゆる機会や多様な情報媒体を活用した情報発信や情報提供に努め、子育て家庭のニーズに対応した必要な子育て支援情報が確実に届く環境の充実に取り組みます。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子育て世代包括支援センターによる事業展開（乳児家庭全戸訪問の実施、養育支援家庭訪問の実施など）</li> <li>◆ 子育て支援センターによる事業展開（子育て広場の実施、子育て教室の実施、子育てセミナー・講座の実施、子育てサロンの実施など）</li> <li>◆ 一時預かり事業<sup>6</sup></li> <li>◆ 病児・病後児保育事業</li> <li>◆ ファミリー・サポート・センター事業<sup>7</sup></li> <li>◆ 子育て情報の発信</li> </ul>
-------	--

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
地域子育て支援拠点（子育て支援センター）における相談受付件数（延べ）	605件	679件
子育て世代包括支援センター利用者数（延べ人数）	令和2年4月設置予定のため、令和2年度数値を把握した後、目標を設定する。	

<sup>6</sup> 「一時預かり事業」とは、保護者の就労・けがや病気などのために、一時的に家庭において保育することが困難となった乳幼児を、保育所等において、一時的に預かる事業をいう。また、幼稚園においては、通常の教育時間前後や長期休業期間中に保護者の要請に応じて預かる事業などをいう。

<sup>7</sup> 「ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業」とは、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものをいう。相互援助活動には、子どもの預かりや施設への送迎等がある。

基本目標 1 子育て支援の充実

## 1-2 幼児教育・保育サービスの確保と充実

幼児教育の重要性と保育需要の増大を考慮し、必要な幼児教育・保育サービスの確保と充実を図ります。

### ■現状と課題

乳幼児期は、基本的な生活習慣や愛情、信頼感、人権をたいせつにする心を育てるなど、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い幼児教育・保育サービスの提供が必要です。

子育て家庭では、保護者の就業の有無や家庭環境、ライフスタイルの多様化が進んでおり、多様なニーズに対応した、幼児教育・保育サービスの提供が求められています。

また、近年、保育所の入所希望の急増により、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。今後も、子育て家庭の転入や共働き家庭の増加が見込まれることから、幼児教育・保育の担い手と受け皿の確保が必要です。

### ■取組の方向性

- 待機児童の解消や質の高い幼児教育・保育サービスの提供に向けて、担い手と受け皿の確保を、引き続き進めます。
- 認可保育所以外にも、幼稚園の預かり保育や届出保育施設など、さまざまな保育の選択肢があることの周知を進めます。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 幼稚園、認定こども園、保育所などにおける幼児教育・保育サービスの実施</li> <li>◆ 保育人材確保事業</li> <li>◆ 保育所等に対する施設整備交付金事業</li> <li>◆ 幼児教育・保育の情報提供</li> </ul>
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)
保育所等利用定員数（4月1日時点）	2,575人	2,912人
保育所等利用待機児童数（4月1日時点）	78人	0人

☞「第5章 子ども・子育て支援事業計画（量の見込みと提供体制確保の方策）」へ

基本目標 1 子育て支援の充実

### 1-3 放課後等の子どもの居場所の充実

放課後や週末などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる子どもの居場所づくりやその充実を図ります。

■現状と課題

核家族化の進行や共働き家庭等の増加により、保育所入所児童が増加する中で、小学校就学後に、放課後等を安全・安心に過ごせる、放課後児童クラブの需要が高まっています。

また、子どもが学校教育の他に、地域等で多様な体験・活動を行うことは、情操や自主性、社会性、創造性などを育む上でとてもたいせつなことであるため、共働き家庭の児童だけでなく、すべての子どもが放課後や週末などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる子どもの居場所づくりが課題となっています。

■取組の方向性

- 放課後児童クラブの担い手と受け皿の確保を、引き続き進めます。
- 放課後や週末などにおいて、すべての子どもが安全・安心に過ごし、かつ主体的に体験・活動できる子どもの居場所づくりとして、地域のニーズに応じて放課後子供教室の検討を進めます。
- 関係機関や地域団体などが連携し、子どもの自主性、社会性、創造性などを育む多様な体験・活動の場や交流の機会の充実に取り組みます。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</li> <li>◆ 学校外活動促進事業</li> <li>◆ 生涯学習ボランティア派遣事業</li> <li>◆ ジュニア・リーダー<sup>8</sup>研修事業</li> </ul>
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)
放課後児童クラブ入所制限者数	51人	0人
放課後等の子どもの居場所に困っている保護者の割合 (小学生の保護者を対象にアンケートを実施予定)	令和2年度に数値を把握した後、 目標を設定する。	

☞「第6章 糸島市放課後子どもプラン」へ

<sup>8</sup> 「ジュニア・リーダー」とは、地域の子ども会等で、指導的役割を担う中高生をいう。

基本目標 1 子育て支援の充実

## 1-4 地域におけるネットワークづくりと人材育成

親子を温かく見守り支える地域づくりのため、高校生、大学生、高齢者や育児経験者その他の地域人材のネットワークづくりと育成を進めます。

### ■現状と課題

子育てを孤立化させないためには、日常生活の中で気軽に声を掛け合い、助け合う地域のつながりが重要ですが、全国的には少子化の進行、地域社会の変化等により、身近なところに子育てを助けてくれる人や、子育てについて相談できる人がいないなど、地域がこれまで担ってきた子育て支援機能が薄れてきています。

この傾向は糸島市も例外ではありませんが、一方で幸いなことに、市内には地域のつながりを大切にし、子どもの成長に関わる意識を持つ団体や市民も多く存在しています。

この地域性を維持・発展させ、子育て家庭同士のつながりだけでなく、さまざまな世代、立場の方に、子育て家庭に目を向けてもらい、市全体で「子育てを温かく見守り支える地域づくり」を進めていくことが必要です。

### ■取組の方向性

- 子育て支援活動の実践者同士のネットワークを構築し、連携を図るとともに、子育て支援活動を実践する人の育成を進めます。
- 子育て支援グループの活動や子育てに関するイベントなどの情報提供の充実に取り組みます。
- 地域社会の多くの人が子育て家庭に心を寄せ、温かく見守る機運を醸成するため、啓発や情報発信を進めます。



主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子育て支援ネットワークの推進</li> <li>◆ 子育て支援団体の育成・支援</li> <li>◆ 子育て情報の発信 [再掲]</li> <li>◆ 子育てサロンの実施 [再掲]</li> </ul>
-------	--

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
地域全体で青少年健全育成に取り組んでいると実感している市民の割合 (市民満足度調査)	34.9%	36.5%
子育て支援ネットワークの構成団体数	38 団体	40 団体

基本目標 1 子育て支援の充実

## 1-5 ワーク・ライフ・バランスと 子育てにおける男女共同参画の推進

仕事と生活の調和を図り、固定的な性別役割分担意識<sup>9</sup>をなくし、男女が共に働きながらも子育てできる環境の整備を推進します。

### ■現状と課題

働き方改革の必要性が指摘される中、働きながら子育てするには、「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス<sup>10</sup>」を推進しつつ、「多様で柔軟な働き方」を実現することが重要です。

また、固定的な性別役割分担意識や長時間労働などを前提とする労働慣行を背景に、専業主婦家庭、共働き家庭の別にかかわらず、家事や子育てなどにおいて、男性のじゅうぶんな分担が必ずしも得られず、女性の負担が重くなっている実態があります。もちろん、男性の子育て参加はひと昔前の世代よりも増えてきていますが、現在においても、女性一人が育児をするいわゆる「ワンオペ育児」が社会問題になっています。

こうした状況の中、保護者の就業形態や就業の有無などにかかわらず、子育て家庭が仕事と生活の調和を図り、男女が共に働きながらも子育てできる環境が求められています。

<sup>9</sup> 「固定的な性別役割分担意識」とは、男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」「男は主要な業務・女は補助的業務」など。

<sup>10</sup> 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」とは、働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことをいう。

■取組の方向性

- 子育てと仕事が両立できる環境づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の実現について、職場や事業主、地域社会に対して、さまざまな機会を活用して、啓発を進めます。
- 専業主婦家庭、共働き家庭のいずれにおいても、男性の家事・育児参画を進めます。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 職場、事業主などに対する広報・啓発</li> <li>◆ 男女共同参画の広報・啓発</li> <li>◆ ママパパ教室事業</li> <li>◆ 一時預かり事業 [再掲]</li> <li>◆ 病児・病後児保育事業 [再掲]</li> </ul>
-------	--

■評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
父親の育児休業取得率 (乳児家庭全戸訪問時に調査を実施予定)	令和2年度に数値を把握した後、目標を設定する。	
病児・病後児保育施設における満室断わり数(延べ人数)	26人	0人

基本目標 2 子どもと母親の健康の確保と増進

## 2-1 妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

妊産婦・乳幼児の健康について、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援します。

### ■現状と課題

すべての母親が安心して妊娠・出産を迎えることができ、子どもを健やかに育てられるようにするためには、妊娠時から適切な知識を習得し、必要な支援が受けられる環境が必要です。また、妊娠している人ばかりでなく、その配偶者や家族なども適切な知識を学び、共に協力して子どもを育てていく意識を持つことが必要です。

乳幼児の健康については、疾患や発達の遅れなどを早期に把握し、必要に応じて適切な医療や療育につなげることが重要です。

また、近年、子どもの朝食欠食率の高さや就寝時刻の遅さなどの生活習慣の乱れによる健康状態の悪化が懸念され、食事を含めた生活習慣の改善が求められてきています。

### ■取組の方向性

- 妊娠初期から出産・子育て期において切れ目なく、必要な支援を確実に提供するため、関係機関と連携しながら、支援が必要な家庭の早期発見や相談体制の充実に取り組みます。
- 妊産婦や子どもの健康に関する適切な知識や支援・サービスなどについて、情報提供や情報発信を進めます。
- 子どもの発達段階に応じた食育や基本的な生活習慣の定着を進めます。
- 子どもの体調が心配な時にいつでも医療機関を受診できるよう、休日・夜間急患センターにおける小児科受診の体制維持や子ども医療費に対する助成を引き続き行います。

<p>主な取組例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子育て世代包括支援センターによる事業展開（母子健康手帳の交付、支援を必要とする妊産婦への相談支援の実施）</li> <li>◆ 母子保健事業による事業展開（乳幼児健診、保健指導の実施、乳幼児育児相談の実施）</li> <li>◆ 食育の推進</li> <li>◆ 休日・夜間急患センター事業</li> <li>◆ 子ども医療費支給事業</li> <li>◆ 情報提供、情報発信</li> </ul>
--------------	--

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
乳幼児健診の受診率	4か月児：99.4% 10か月児：95.4% 1歳6か月児：91.7% 3歳児：98.9%	100%
乳幼児健診未受診者のフォロー率	100%	100%

基本目標 2 子どもと母親の健康の確保と増進

## 2-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期・思春期から成人期に向けた子どもの心と身体の健康づくりを関係機関が連携して、支援します。

### ■現状と課題

学童期・思春期は、大人に向けた準備期間であり、心と身体の変化が著しい時期です。この時期の心と身体の問題が、生涯にわたる健康に大きな影響を及ぼすことから、じゅうぶんかつ適切に対応する必要があります。

近年、性行動の低年齢化等に伴う性感染症や人工妊娠中絶の問題、喫煙・飲酒・摂食障がい・薬物乱用などの問題があります。併せて、インターネットやスマートフォンなどの普及に伴い、長時間利用による生活リズムの乱れも深刻な問題となっています。

学童期・思春期の子どもたちが適切な生活習慣や妊娠・出産、性感染症、避妊、薬物などについての正しい知識を身に付け、自分の心と身体をたいせつにし、責任をもった行動ができるよう支援する必要があります。

### ■取組の方向性

- 保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携し、健康教育や健康相談の充実に取り組めます。
- 学校においては、教員やスクールソーシャルワーカー<sup>11</sup>、スクールカウンセラー<sup>12</sup>などの専門スタッフ、関係機関が密接に連携しながら、支援を必要とする子どもに対する個々の状況に応じたきめ細かな働きかけを行います。

<sup>11</sup> 「スクールソーシャルワーカー」とは、学校における児童の福祉に関する支援に従事する者をいう。専門的な知識等を用いて、子どもや保護者の相談に応じたり、関係機関とのネットワークを活用した支援を行う。

<sup>12</sup> 「スクールカウンセラー」とは、学校における児童心理に関する支援に従事する者をいう。子どもの心のケアを行う。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 赤ちゃん登校日<sup>13</sup>など学校と連携した性教育の実施</li> <li>◆ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーによる面談の実施</li> </ul>
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
赤ちゃん登校日の実施校数	中学校全6校	中学校全6校
関係機関と連携し、出前講座等を活用して心と身体の健康づくりに関する授業を実施した学校数	年間16校	年間22校

<sup>13</sup> 「赤ちゃん登校日」とは、子育て支援センターを利用している乳児とその保護者が中学校を訪問する事業をいう。中学生が乳児やその保護者との触れ合いを通して、命の大切さや親になることについて学ぶことを目的とする。

基本目標 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

3-1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

「確かな学力、豊かな人間性・人権意識、健やかな体をもつ人づくり」に向け、学校の教育環境を整備します。

■ 現状と課題

未来の担い手である子どもには、時代の変化に対応し、可能性に挑戦しながら、未来をたくましく切り拓き、生き抜く力が必要です。

急激な少子高齢化、急速な情報化やグローバル化の進展、人々の多様な生き方を認め支え合う社会の実現要求などの社会状況の変化を踏まえ、学校教育においては、「確かな学力」「豊かな人間性・人権意識」「健やかな体」を育むことが求められています。

確かな学力が身に付き、一人ひとりの個性や能力が伸びて豊かな人間性・人権意識が育ち、自らの健康を考え行動する力を含む健やかな体をつくるために、学校の教育環境の充実がますます重要な課題となっています。

また、障がいのある子ども、外国につながりを持つ子ども<sup>14</sup>、性的マイノリティ<sup>15</sup>の子どもを含むすべての子どもが、互いの違いを認め合い、共に生きる心を育む環境づくりもたいせつです。

■ 取組の方向性

○ 「糸島市教育振興基本計画」に基づき、必要な取組を推進します。

<sup>14</sup> 「外国につながりを持つ子ども」とは、外国から帰国した子どもや外国籍の子ども、親が国際結婚の子どもなど、自身や親が日本語でのコミュニケーションを図りづらい、または日本の生活習慣や文化などに慣れていない子どもをいう。

<sup>15</sup> 「性的マイノリティ」とは、同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいう。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。「異性を愛するのが普通だ」とか、「心と体の性別が異なることなどない、性別は男と女だけである」としている人からみて少数者という意味。



主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 組織的な学力向上の推進</li> <li>◆ 道徳教育の推進</li> <li>◆ 体力・運動能力向上の推進</li> <li>◆ 教育用コンピュータ整備の推進</li> <li>◆ 人権教育の推進</li> <li>◆ 特別支援教育の推進</li> <li>◆ グローバル社会に対する対応力向上の推進</li> </ul>
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
児童生徒が活用する一人一台端末（タブレットPC）の整備率	10%	100%
糸島市教育委員会配置の特別支援教育専門員による専門講座を受講した教員数（延べ）	80人 ※令和元年	380人

基本目標 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

### 3-2 家庭や地域における教育力の向上

学校・家庭・地域の連携・協働により、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

#### ■現状と課題

家庭は、教育の原点であり、出発点です。家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、規範意識、思いやり、社会的ルールなどを学び、心身ともに健やかに育つための重要な役割を担っています。教育は、学校における取組だけでなく、保護者の理解や協力、家庭における取組が不可欠です。

また、子どもが社会生活において必要な人間関係の形成力を身に付けていくためには、子どもの頃から地域の信頼できる大人との多くの関わりが不可欠です。地域において子どもに関わり、教育や子育てを支援していく人材や団体などの発掘、養成が求められています。

#### ■取組の方向性

- 保護者が子育てを学び、悩みや課題を自ら解決できる力を育むための学習の場の提供や情報の発信を進めます。
- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する情報の提供や相談体制の充実に取り組みます。
- 学校・家庭・地域が連携・協力し、子どもの教育に関わる取組を進めます。
- 地域において、教育や子育てを支援する人材や団体などの発掘や育成を進めます。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 育児講座、子育てセミナーなどの開催</li> <li>◆ コミュニティ・スクール<sup>16</sup>の充実</li> <li>◆ 遊びたいけんクラブドリームトレイサー<sup>17</sup>の実施</li> <li>◆ 青少年育成市民会議事業</li> </ul>
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
地域全体で青少年健全育成に取り組んでいると実感している市民の割合〔再掲〕 (市民満足度調査)	34.9%	36.5%

<sup>16</sup> 「コミュニティ・スクール」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6項に規定する学校運営協議会制度のことをいう。学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体になって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

<sup>17</sup> 「ドリームトレイサー」とは、キャンプや山登りなどのさまざまな体験活動を通じて、自然や仲間の大切さを学び、将来地域のリーダーとして活躍する人材を育成する事業をいう。市内の小学4年生～6年生が対象。

基本目標 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

### 3-3 次代の親の育成

子どもは、次代の親となっていく重要な存在です。このため、子どもや家族、家庭、地域のたいせつさを理解し、よりよい子育てが次代につながるように、教育・啓発活動を推進します。

#### ■現状と課題

近年の子どもは、少子化の進行に伴い、兄弟姉妹の数が少なく、乳幼児と触れ合う機会や、子どもが成長していく過程を見る機会が少なく、自分が将来、子どもを生み育てていくことの具体的なイメージを持ちにくくなっています。

次代の親となっていく子ども世代が、さまざまな機会や経験を通じて、子どもを生み育てることの意義や家族、家庭のたいせつさについての理解を深めることが重要です。

子どもたちが、次代の親としての自覚と正しい知識を持つことができるよう、発達の段階に応じた教育や啓発の機会を充実させることが必要です。

また、今、子どもたちには、将来、社会的、職業的に自立し、子どもを持つ、持たないにかかわらず社会の一員として子育てに関わり、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。

#### ■取組の方向性

- 将来、結婚して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義を理解するとともに、男女に関係なく、それぞれが自分らしく生き、自覚と責任を持って行動できるよう、子どもの社会性を育てる教育の充実に取り組みます。
- 乳幼児と触れ合う機会等を通して、他者に対する関心や共感能力を高め、愛着の感情を醸成するとともに、親として子育てに必要な意識の形成を促します。
- 子どもたちの勤労観や職業観を高めるため、発達の段階にふさわしいキャリア教育<sup>18</sup>の充実に取り組みます。

<sup>18</sup> 「キャリア教育」とは、一人ひとりが社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育のことをいう。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生活科や家庭科の時間における教育の充実</li> <li>◆ キャリア教育の推進</li> <li>◆ 赤ちゃん登校日<sup>19</sup>の実施 [再掲]</li> <li>◆ 職場体験事業<sup>20</sup></li> </ul>
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
将来、子どもを持ちたい、又は子育てに関わりたいと思う中学生の割合 (「赤ちゃん登校日」終了後にアンケート等を実施予定)	令和2年度に数値を把握した後、目標を設定する。	

<sup>19</sup> [12 再掲 p41] 「赤ちゃん登校日」とは、子育て支援センターを利用している乳児とその保護者が中学校を訪問する事業をいう。中学生が乳児やその保護者との触れ合いを通して、命の大切さや親になることについて学ぶことを目的とする。

<sup>20</sup> 「職場体験事業」とは、中学生が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動事業をいう。職場体験の意義は、発達段階に応じた望ましい勤労観や職業観を身に付けることなどにあり、キャリア教育の一環である。

基本目標 4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

4-1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防、早期発見、迅速・的確な対応のための対策の充実を図ります。

■現状と課題

児童虐待<sup>21</sup>（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、夫婦間などの暴力（DV<sup>22</sup>）の目撃を含む心理的虐待）は、子どもの生命や心身の発達に影響を及ぼす重大な事案です。虐待をしない・させない社会づくりを進めるために、これまでも育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組むとともに、「糸島市要保護児童対策協議会」等を通じて関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努めてきました。

虐待を未然に防ぐためには、妊娠期から養育状況等を把握し、保護者の育児不安の早期解消や養育支援<sup>23</sup>を行うことが重要です。個々の相談内容は複雑化、深刻化しており、長期の支援が必要となる傾向にあります。そのため、専門性の高い人材の育成と確保が急務となっています。

<sup>21</sup> 「児童虐待」とは、次の4種類に分類される。

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもに対する性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟などの間における差別的扱い、子どもの目の前で家族に対してふるう暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

<sup>22</sup> 「DV」とは、domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略語で、配偶者間、内縁関係、恋人関係などの親密な関係の間などに起こる暴力や暴力による支配状態のことをいう。ここでいう暴力とは、身体に対する暴力だけではなく、精神的なもの、経済的なもの、性的なものなどの身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれる。

<sup>23</sup> 「養育支援」とは、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼなどの問題によって、子育ての不安や孤立感などを抱える家庭等に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行うことをいう。

■取組の方向性

- 虐待の発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援の充実に取り組みます。
- 母子の健康や養育状態を見極めた支援の実施、さまざまな相談支援による育児の不安や負担感の軽減などの取組を進め、各家庭に対して伴走支援を行います。
- 相談体制の強化、職員等の専門性の向上に取り組みます。
- 県、市、関係機関の連携の強化、ネットワークの強化に取り組みます。
- 暴言等を含めた体罰禁止や体罰によらない子育ての啓発を進めます。
- 児童虐待によって子どもが受ける影響についての啓発を進めます。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子ども家庭総合支援拠点による事業展開（家庭訪問の実施、子育て支援相談の実施、子ども家庭相談の実施、職員等の専門性の向上促進など）</li> <li>◆ 要保護児童対策協議会の取組</li> <li>◆ 児童虐待防止に係る啓発</li> </ul>
-------	--

■評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
子ども家庭相談のうち児童虐待相談の割合 (福祉行政報告例)	23.7% (参考 H29 全国 29.3%)	20.8%

基本目標 4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

## 4-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等に対して、①子育て・生活支援、②就業支援、③経済的支援、④学習支援を行い、自立に向けた対策を推進します。

### ■現状と課題

ひとり親家庭等は、子育てや家事と生計の維持という役割を一人で担うことになるため、子どもの養育や教育、就業の問題、仕事と子育ての両立の難しさなど、日常生活全般にわたり、さまざまな困難を抱えるリスクが高まります。

ひとり親家庭等の子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、親が安定した仕事に就き、生計が維持できるなど、家庭の安定した生活と自立が望まれます。

しかしながら、ひとり親家庭等の中には、DV や児童虐待、親または子どもの疾病・障がいなどの問題を抱えている場合もあり、こうした問題を乗り越えなければ、就労による生計維持につながらず、安定した生活と自立が実現できないケースもあります。自立に向けて、個々の家庭の状況に応じ、こうした就業以前の問題にも対応していく必要があります。

### ■取組の方向性

- 就業支援と、就業のために不可欠な子育て・生活支援の両方について、一層の充実に向けた総合的な支援を進めます。
- ひとり親家庭等の人へ支援施策の情報がじゅうぶんに行き届くよう、さまざまな手法を活用し、分かりやすく、身近で利用しやすい情報提供を進めます。
- ひとり親家庭等における DV 被害者、生きづらさ・困難を抱える親及びその家族に対し、安全確保、保護から自立できるまで総合的な支援を行うとともに、関係機関との連携強化を進めます。



主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ひとり親家庭等日常生活支援事業</li> <li>◆高等職業訓練促進給付金等支給事業</li> <li>◆ひとり親家庭等医療費支給事業</li> <li>◆ひとり親家庭等学習支援事業</li> <li>◆女性相談の実施</li> <li>◆情報提供</li> </ul>
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
児童扶養手当受給者で就業を希望する者のうち就職に結びついた者の割合	67.6%	80.0%

基本目標 4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

### 4-3 貧困の状況にある子どもへの支援

貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子どもや家庭に対して、①教育支援、②生活支援、③保護者に対する就労支援、④経済的支援を推進します。

#### ■現状と課題

現在から将来にわたり、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持って、健やかに成長できるよう、必要な支援を確実に提供することが重要です。

子どもの貧困は、現在の貧困（保護者の収入が少ないなどの理由で経済的に困窮している家庭に属していること。）と将来の貧困（現在の貧困が教育格差等を生み、貧困が世代を超えて連鎖すること。）の2つの側面から捉える必要があり、現在の貧困の要因を軽減・除去し、貧困の連鎖を断ち切り、将来の貧困を生まない対策が必要です。

貧困の要因は、保護者の健康状態等の悪化により家庭が貧困の状況に置かれている、子どもやその保護者に障がいがあるなど、経済的・社会的・精神的困難が複雑に絡み合っていることが多いといわれています。貧困世帯へ支援を行うに当たっては、子どもやその家庭が抱える問題をしっかり把握することが重要です。

#### ■取組の方向性

- 教育の支援、生活全般に関する相談支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業を進めます。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学習習慣定着事業</li> <li>◆ 学力向上事業</li> <li>◆ 生活困窮者自立支援事業</li> <li>◆ 家計相談の実施</li> <li>◆ ひとり親家庭等修学支援事業</li> <li>◆ 就労支援の実施</li> <li>◆ 就学援助制度の実施</li> <li>◆ 相談受付</li> <li>◆ 情報提供</li> </ul>
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率（高1）	12.5%	0%

基本目標 4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

## 4-4 障がいや発達が気になる子どもへの支援

障がいや発達ที่気になる子どもやその保護者に対して、障がいや発達の特性や状態、成長過程に応じた細やかな支援を行います。

### ■現状と課題

障がいや発達ที่気になる子どもは、特性や状態によって必要な支援がそれぞれ異なるため、子どもが抱える育ちや暮らしの問題に早期に気づき、適切に支援する体制を整備する必要があります。

また、保護者や家族にとっては、我が子の障がいや発達の遅れを冷静に受け止め認めることは容易でなく、そこには大きな不安や負担が伴いますが、現実の受容が遅れば、子どもの成長に影響を及ぼすだけでなく、保護者や家族の不安や負担も大きくなります。保護者や家族の気持ちに寄り添いながら、子どもの現状の受容を図り、適切な接し方や養育方法を伝え、保護者や家族がその子なりの成長に気づき、子育ての力や喜びを高められるような支援が求められています。

さらに、社会全体として障がいや発達の特性に対する理解を深め、心のバリアフリー<sup>24</sup>を育てることで、障がい等がある人もない人も共に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組も必要です。

### ■取組の方向性

- 障がいの種別・程度や発達の特性、子どもの成長段階などに応じて、一人ひとりのニーズに対応した専門的な相談等、細やかな支援の充実に取り組みます。
- 保育所・幼稚園、放課後児童クラブなどにおける障がい児等の支援を進めます。
- 保健、医療、福祉、教育などの関係機関が密に連携した支援を進めます。
- 「糸島市障害者計画」に基づき、必要な取組を推進します。

<sup>24</sup> 「心のバリアフリー」とは、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障がい児保育事業</li> <li>◆ 療育事業</li> <li>◆ 児童発達支援、放課後等デイサービス事業の充実</li> <li>◆ 臨床心理士による支援（巡回型相談、来所型相談）の実施</li> <li>◆ 特別支援教育就学奨励制度の実施</li> <li>◆ 特別支援教育支援員の配置</li> </ul>
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
巡回相談を実施する保育所等の数	27 園	32 園

基本目標 4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

## 4-5 外国につながりを持つ子どもへの支援

外国につながりを持つ子ども<sup>25</sup>とその保護者を支援します。

### ■現状と課題

本市には、九州大学留学生等の外国人が生活しており、その人数は年々増加傾向にあります。今後も、国際化の進展や外国人労働者の受け入れなどに伴い、外国につながりを持つ子どもの増加が見込まれます。

外国につながりを持つ子どもやその保護者の中には、日本語によるコミュニケーションが図りにくいこと、文化や習慣が異なることなどから、保護者は子育てに困難や不安、負担感を抱きやすく、また、子どもは学校の勉強についていくことができず、友人関係を築きにくいことなどが考えられます。外国人の出産も増えており、出産や子育てに不安を抱える外国人妊産婦も増えていることが考えられます。

そのため、国籍や文化、生活習慣などの違いにかかわらず、「地域に住む人は誰もが市民であり、日本人市民と外国人市民は地域社会を支えていくパートナーである」との認識を深め、互いを認め合い、自分の能力を生かして暮らせる心豊かな地域社会の実現に向けた取組を行う必要があります。

### ■取組の方向性

- 外国人の妊産婦が安心して子どもを生み、育てることができるよう支援を進めます。
- 外国につながりを持つ子どもやその保護者に対して、生活に必要な情報提供を行い、日本人と同様の支援を確実に受けることができるよう、配慮を行っていきます。

<sup>25</sup> [13 再掲 p42] 「外国につながりを持つ子ども」とは、外国から帰国した子どもや外国籍の子ども、親が国際結婚の子どもなど、自身や親が日本語でのコミュニケーションを図りづらい、または日本の生活習慣や文化などに慣れていない子どもをいう。

- 外国につながりを持つ子どもやその保護者が、安心して保育や教育を受けることができるよう、保育・教育の場において、多言語対応を進めるとともに、多文化共生<sup>26</sup>社会に対する理解を進めます。
- 「糸島市多文化共生推進計画」に基づき、必要な取組を推進します。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆外国人妊産婦に対する出産育児支援</li> <li>◆多言語を用いた相談の実施</li> <li>◆小学校学校活動支援員の配置</li> <li>◆保育所等の多言語対応に対する支援</li> <li>◆子育て情報誌の多言語対応</li> </ul>
-------	--

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
子育て世代包括支援センターにおいて、外国語で対応が必要な人に対して、外国語で対応した相談件数（延べ件数）	令和2年度に数値を把握した後、目標を設定する。	

<sup>26</sup> 「多文化共生」とは、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

基本目標 4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

## 4-6 悩みや困難を抱えた子どもへの支援

いじめや不登校などの悩みや困りごとを抱えた子どもに支援を行います。

### ■現状と課題

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

また、多様な要因や背景から結果として不登校状態となった子どもは、増加傾向にあり、教育機会の確保等の支援が必要です。支援の手が届かないと、長期ひきこもりに移行するリスクも高くなります。

これらのリスクに対し、早期対応・早期解決に向けた学校の取組を推進するとともに、一つひとつの事案に対し、きめ細かな対応や支援が求められています。

子どもやその保護者が抱える悩みや困りごとは、いじめや不登校のほかにも、ひきこもり、摂食障害、性の逸脱行為、薬物乱用といった問題、性自認・性的指向を理由とした悩みなど、多様化・複雑化しており、総合的な支援も求められています。

### ■取組の方向性

- いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や、早期発見・早期対応、子どもに対する教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携を進めます。
- 不登校の対応については、安心して学校へ復帰することや社会的自立を目指し、教育、心理、福祉の面から子どもと家庭の支援を進めます。
- 子どもの悩みや困りごとに関して、教員やスクールソーシャルワーカー<sup>27</sup>、スクールカウンセラー<sup>28</sup>などの専門スタッフ、関係機関が密接に連携しながら、支援を必要とする子どもとその家庭に対するきめ細かな働きかけを行います。

<sup>27</sup> [10 再掲 p40] 「スクールソーシャルワーカー」とは、学校における児童の福祉に関する支援に従事する者をいう。専門的な知識等を用いて、子どもや保護者の相談に応じたり、関係機関とのネットワークを活用した支援を行う。

<sup>28</sup> [11 再掲 p40] 「スクールカウンセラー」とは、学校における児童心理に関する支援に従事する者をいう。子どもの心のケアを行う。



- 性の多様性に対する理解を深め、子どもたちが個々の違いや多様性を認め合えるような啓発を進めます。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施</li> <li>◆ 教育相談室、適応指導教室などの設置・運営</li> <li>◆ 不登校対応指導員の配置</li> <li>◆ スクールソーシャルワーカー等の配置・派遣</li> <li>◆ 性教育・人権教育の充実</li> </ul>
-------	--

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
不登校対応指導員が不登校支援に関わった学校数	2校	7校
「人権教育の手引き 1～4」の授業での活用（手引き 4 は現在作成中）	手引き 1 全小中学校での活用	手引き 1～4 全小中学校での活用

基本目標 5 子どもの安全と安心を守り、子育てしやすい生活環境の整備

## 5-1 安心して外出できる環境づくり

子どもと保護者が安全・安心に外出できるよう、交通安全対策や公共施設や道路などのバリアフリー<sup>29</sup>化と、子ども連れで外出される人等に対する「心のバリアフリー<sup>30</sup>」を推進します。

### ■現状と課題

子どもを巻き込んだ交通事故等が全国で多発しており、地域における子どもの安全に対する関心は高まっています。

子どもだけでなく、子育て家庭や妊産婦が安全・安心に生活できるよう、生活環境の整備や安全の確保に向けた取組を進めることが重要です。

道路、公共施設、公園のトイレなどのバリアフリー化のさらなる推進といったハード面はもちろん、子育て家庭や妊娠中の人に対する理解が進むようなソフト面の対応にも取り組む必要があります。

また、安心して外出できる場所として子どもたちが楽しく遊び過ごせる身近な公園も求められています。

### ■取組の方向性

- ユニバーサルデザイン<sup>31</sup>の視点に立った外出環境づくりをはじめ、子育て家庭にやさしい環境づくりを進めます。
- 子どもの事故を未然に防ぐため、また、保護者や子どもに関わる市民が日常生活に潜む危険に気付くきっかけとなるよう、子どもの事故予防に関する啓発を進めます。

<sup>29</sup> 「バリアフリー」とは、多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすことをいう。ここでいうバリアフリー化は、利用者に移動面で困難をもたらす物理的バリアをなくすことをいう。

<sup>30</sup> [23 再掲 p54] 「心のバリアフリー」とは、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。

<sup>31</sup> 「ユニバーサルデザイン（Universal Design）」とは、文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障がいの有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した製品、建物、環境のデザインのことをいう。

- 成長とともに行動範囲が広がる子どもに対し、家の中だけでなく外の危険に自ら気づき、対処できるような交通安全教育や啓発を進めます。
- 子どもたちが楽しく遊び過ごせる場所の充実に向け、運動公園の整備や、駐車場やトイレなどの施設が整った地域における拠点的な公園に地域のニーズに応じた遊具の設置を進めます。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通安全教育の実施</li> <li>◆歩道の整備</li> <li>◆道路のカラー舗装の実施</li> <li>◆道路・公共施設・公園のトイレなどのバリアフリー化の推進</li> <li>◆「心のバリアフリー」に関する啓発</li> <li>◆運動公園整備事業</li> <li>◆公園遊具設置事業</li> <li>◆乳幼児健診における事故予防の啓発</li> </ul>
-------	--

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
糸島市内の交通事故発生件数（暦年） (福岡県事故統計 市区町村別)	351件 ※令和元年中	315件
交通安全施設整備に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	29.4%	34.0%
公園が快適で利用しやすく整備されていると感じる市民の割合 (市民満足度調査)	令和2年度に数値を把握した後、 目標を設定する。	

基本目標 5 子どもの安全と安心を守り、子育てしやすい生活環境の整備

## 5-2 子どもを犯罪の被害等から守る環境づくり

子どもを犯罪や SNS<sup>32</sup>等を介した被害から守るため、防犯に関する環境整備を推進します。

### ■現状と課題

子どもを狙った犯罪が全国で多発しており、地域における子どもの安全に対する関心は高まっています。

近年、インターネットやスマートフォンの急速な利用普及に伴い、SNS 等を通じたトラブルや犯罪被害の低年齢化が進んでいます。インターネットやスマートフォンを利用した「ネットいじめ」も深刻な問題となっています。SNS 等において、子どもが誹謗・中傷を受けるといった被害もあり、ネット社会における匿名性がもたらす危険等について、子どもへ指導するとともに、保護者に対する意識啓発に取り組む必要があります。

また、犯罪からの被害を防ぐため、市民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、市民・市・関係機関が協働して、犯罪が起きにくいまちづくりを推進していくこともたいせつです。

### ■取組の方向性

- インターネットや SNS などの適切な使用に関する啓発を行うとともに、子どもたちによる自発的な取組を進めます。
- 家庭や学校、地域と連携し、非行防止活動や有害環境の対応などを進めます。
- 子どもが地域で安全・安心に生活ができるよう、地域防犯体制の推進に向けた人材や地域の協力の確保を進めます。
- 事件、事故や災害などに遭遇した子どもの心のケアを行うため、関係機関が連携し、被害を受けた子どもやその家族に対するきめ細かな支援を進めます。

<sup>32</sup> 「SNS」とは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことをいう。

主な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 青少年を非行から守る強調月間、全国青少年健全育成協調月間における取組の実施</li> <li>◆ 防犯灯の設置・維持管理事業</li> <li>◆ 地域見守り活動の実施</li> <li>◆ 警察署との連携</li> <li>◆ 防犯教育の実施</li> <li>◆ インターネットや SNS などの適切な使用に関する啓発</li> <li>◆ 情報モラル教育の実施</li> <li>◆ 被害に遭った子どもに対する面談等の実施</li> <li>◆ 中学校子どもサミット<sup>33</sup>におけるスマホルールづくりと啓発活動</li> <li>◆ 生徒指導専門員の配置</li> </ul>
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
糸島市内の犯罪発生件数（暦年） （福岡県 刑法犯 市区町村別 認知件数）	407 件 ※令和元年中	366 件
地域において青パトや夜間巡回などへ参加した市民の割合 （市民満足度調査）	32.4%	35.0%

<sup>33</sup> 「子どもサミット」とは、市内全中学校の生徒代表が、自分達に関わる共通の課題を設定し、当事者として議論し、問題意識の共有や解決策の検討、他の生徒への発信などを自ら行う取組をいう。

